

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第四部 労働組合と政治・社会運動

II 社会運動の動向

2 公害反対運動

3 基地公害反対闘争

厚木基地騒音公害反対闘争

一九八六年四月九日、東京高裁(田中永司裁判長)は厚木基地騒音公害訴訟について米軍機、自衛隊機の夜間飛行差止めの請求を却下し、騒音による過去の損害賠償請求についても棄却する判決を言い渡した。判決理由では、夜間飛行の差止めについては、米軍との関係では安保条約により基地を使用させる義務を負っているため、国は米軍にたいし航空機の運航を規制する権限はないといい、また、自衛隊機については、いわゆる統治行為論をもち出していずれも請求を却下した。さらに、住民からの損害賠償請求についても、自衛隊機の基地使用および米軍への供用は日本の防衛政策の一環であるから高度の公共性を有するとして、その高度の公共性に比べれば住民の被害は受忍限度の範囲内のものであるから請求を棄却する、というものであった。

横田基地爆音公害訴訟の結着

一九八一年以来東京高裁(武藤春光裁判長)に係属、審理がすすめられてきた横田基地公害訴訟は八六年秋には証拠調べが終わり、八七年一月二八日に結審し、同年夏には判決言渡しという日程になっている。厚木基地判決後にはじめて迎える結審、判決であるだけに、横田基地公害訴訟の帰趨は注目されている。横田基地公害訴訟原告団は、提訴一〇年にあたる八六年九月一三～一四日に横田平和祭を開催し、三宅島基地反対住民や厚木基地訴訟原告団、米軍機墜落事故被害者ら基地被害住民との連帯を強め、約二〇〇〇人の参加者を得て平和祭を成功させ、裁判勝利にむけて運動を強化することにした。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)